

鳥取市強度行動障がい児者支援ワーキンググループ運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市強度行動障がい児者支援ワーキンググループ運営事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 強度行動障がい児者 次のいずれにも該当するものをいう。ただし、18歳未満の者にあつては、これに相当する者とする。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第21条における障害支援区分が区分4以上

イ アの障害支援区分認定における行動関連項目（12項目）の合計が10点以上

(2) 支援対象者 在宅で生活する強度行動障がい児者のうち法第5条における障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）等を安定的に利用できていない者で、県、市及び鳥取県発達障がい者支援センター『エール』（以下「エール」という。）等で協議し選定した者をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、支援対象者及び支援対象者の家族等を支援するために関係機関で運営するワーキンググループ（以下「支援ワーキンググループ」という。）に係る必要な経費を支援することで、強度行動障がい児者やその家族等が安心して暮らせる体制を構築することを目的として交付する。

(支援ワーキンググループの組織)

第4条 支援ワーキンググループを構成する者（以下「構成員」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) エール

(2) 鳥取市

(3) 支援対象者に支援を行う障害福祉サービス等事業者（以下「補助対象事業

者」という。)

- (4) 強度行動障がい児者への支援についてのノウハウを有し、補助対象事業者に対して指導、助言を行う障害福祉サービス等事業者
- (5) 支援対象者の家族等
- (6) 前各号に掲げる者のほか、支援対象者の通う学校、病院その他の機関等

(支援ワーキンググループの機能)

第5条 支援ワーキンググループでは、支援対象者の選定、当該支援対象者に対する支援状況の確認、支援内容の検討及びその他の支援のために必要な事項についての協議を行い、協議の内容に基づき補助対象事業者が実際に支援対象者を訪問し、支援を実施する。

(支援期間の限度)

第6条 支援期間は原則として、支援対象者1名につき1年間を限度とする。ただし、1年を経過してもなお支援が必要と認められる者に対しては、支援ワーキンググループが必要と認める場合に限り、支援期間を延長することができる。

(支援ワーキンググループの招集)

第7条 エールは市と調整の上、支援対象者ごとに月1回程度、第4条に定める構成員を招集して協議をする。

(補助金の交付)

第8条 市は、第3条の目的を達成するため、別表に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助対象事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、支援対象者1名につき、1補助対象事業者あたり30万円を限度（以下「補助上限額」という。）とする。

- 2 本補助金の額は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計をいう。以下同じ。）を除く。）と補助上限額を比較して低い額とする。
- 3 補助対象事業者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であると

き、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請することができる。

- 4 前各項の規定にかかわらず、補助事業の実施にあたり、他の補助金等の交付を受ける場合は、本補助金は交付しないものとする。ただし、明らかに補助対象経費の重複が認められない場合については、この限りでない。

（交付申請の時期等）

第9条 本補助金の交付申請は、毎年7月15日までに行わなければならない。ただし、7月15日以降に当該事業を開始しようとする場合は、事業を開始する日又は事業を開始する日が属する年度の2月15日のいずれか早い日までに交付申請を行わなければならない。なお、別に通知する場合はこの限りでない。

- 2 規則第4条の補助金等交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ鳥取市強度行動障がい児者支援ワーキンググループ運営事業実施計画書（様式第1号）及び鳥取市強度行動障がい児者支援ワーキンググループ運営事業補助金収支予算書（様式第2号）によるものとする。

（交付決定の時期等）

第10条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、市長がその財源に充当する県の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 市長は第8条第3項の規定による申請を受けた時は、同条2項の規定にかかわらず、仕入控除額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第11条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
 - (2) 本補助金の2割を超える減額
- 2 前条の規定は、前項各号の承認について準用する。

(実績報告)

第 1 2 条 規則第 1 2 条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了若しくは中止若しくは廃止の日から 2 0 日を経過する日又は本補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 2 0 日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第 1 2 条の報告書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ鳥取市強度行動障がい児者支援ワーキンググループ運営事業実施報告書(様式第 1 号)及び鳥取市強度行動障がい児者支援ワーキンググループ運営事業補助金収支決算書(様式第 2 号)によるものとする。

(雑則)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 7 日から施行し、令和 7 年度の補助事業から適用する。

別表（第8条関係）

補助対象経費
・ 支援の実施に要する物品の購入及び借上に係る経費 余暇活動に用いる道具、各種ワークに用いる備品、特異な感覚機能に対応するための道具（イヤーマフ、室内用テント等の感覚情報の入力を制限する機能を有する道具）等の購入及び借上に係る経費。支援対象者1名につき50,000円を限度とする。ただし、市長が必要と認める場合は50,000円を超えることができる。 ・ 支援をする場所を確保するための経費 支援対象者の住居意外の場所で支援を行う場合の会場使用料及び賃借料 ・ その他支援の実施に要する各種使用料及び役務費等（補助対象事業者の職員の人件費を除く。）

様式第 1 号（第 9 条、第 1 2 条関係）

鳥取市強度行動障がい児者支援ワーキンググループ運営事業実施計画（報告）書

1 支援対象者の情報

（１）氏名 （ ）

（２）性別 （ ）

（３）年齢 （ ） 歳

※ 4 月 1 日時点の年齢

2 支援事業者の概要

（１）法人名 （ ）

（２）法人代表者名 （ ）

（３）支援を行う障害福祉サービス事業所名 （ ）

（４）（３）の事業所番号 （ ）

（５）事業所の所在地 （ ）

（６）管理者名 （ ）

（７）（３）の事業所が提供するサービス （ ）

3 補助対象経費

費目	所要額（円）	用途・品目・数量等
計		

※消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること

4 補助額 （ ） 円

様式第 2 号（第 9 条、第 1 2 条関係）

鳥取市強度行動障がい児者支援ワーキンググループ運営事業補助金収支予算（決算）書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増 減	摘 要
市補助金				
計				

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増 減	摘 要
計				